

分担金・拠出金の名称	対人地雷禁止条約拠出金	平成28年度 予算額	10,043千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	対人地雷禁止条約履行支援ユニット				
国際機関の概要	対人地雷禁止条約は、1999年に発効した、対人地雷の使用、貯蔵、生産、移譲等を全面的に禁止した条約であり、各締約国に、貯蔵・敷設されている対人地雷の廃棄を義務づけている。「履行支援ユニット(ISU)」は対人地雷禁止条約の事務局を担っており、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じた条約関連業務を行っている。				
評価基準	達成状況				
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献	対人地雷禁止条約(オタワ条約)は、紛争終結後も一般市民に対し無差別に被害を与え、復興開発の障害となるといった非人道的な結果をもたらす対人地雷の使用、貯蔵、移譲等を包括的に禁止する国際的な法的枠組みである。 対人地雷禁止条約履行支援ユニット(ISU)は、締約国会議の席でその必要性が認められ、参加国のコンセンサスで設立が決定したものであり、条約の事務局機能を果たしている。その役割は、条約に関する情報を管理・提供・発信し、公式・非公式の会議記録及び文書を管理・保存し、締約国会議議長、各委員会の共同議長を支援し、その他締約国の求めに応じたアドバイスを実施するといった広範囲に及ぶ条約関連業務であり、いずれも条約を運用しまた促進するのに必要なものであるとともに、ISUの他にこれを代替する機関がないことから、その存在は不可欠である。 直近では、ISUは第14回締約国会議の運営を補佐し、また条約第7条で義務付けられている報告書の作成・提出にあっては、同会議で決定された新しい記入方法に関する助言を行い、締約国が条約上の義務を履行できるようなサポートを行っており、条約の実施のために大きく貢献しているといえる。				
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)	我が国は、軍縮・不拡散の取組を通じた国際社会の平和と安定の実現を分野別の重要政策と位置付けており、以前より対人地雷により惹起される人道上の懸念を深刻に受け止めてきた。またオタワ条約の発効当時から締約国として、普遍化、国際協力、貯蔵弾廃棄を含む各種の義務を積極的に履行している。その一環として、2013年12月から2014年6月までは地雷除去の常設委員会の共同議長を務めたが、それに際してはISUから詳細なブリーフを受け、その役割を全うするにあたって大きな助けとなった。その他にも、条約を運用していく上での決定は締約国会議で行われるところ、我が国をはじめとする締約国がその意向を条約運営に反映させるためには、定期的に会議が開催されることが不可欠の前提であるが、その準備、運営、フォローアップを行うISUの存在は、条約の枠組みを通じて我が国が重視する対人地雷の廃絶を含む軍縮不拡散を促進する上で非常に有用である。				
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント	ISUの財政を中心とするその運営については条約関連会議で決定される。ISUの設立自体が、締約国会議における、締約国をはじめとする会議参加国の合意に基づいて決定されたこともあり、締約国の議場での組織や財政のマネジメントに関する提案は歓迎され、また支持を得られれば拘束力を持たせることができる。最近では、クラスター弾に関する条約ISUとのシナジー運用の可能性の追求や、ISUの持続性確保の観点から予算をコア経費とプロジェクト経費、財政バッファーに分けて運用する財政システムの採用など、条約実現のために効率的で、且つ最小限の事務局を維持するための予算やマンデートが議論されている。				
4. 当該機関等における邦人職員の状況	ISUは予算上職員数2.6名を上限としており、現時点で邦人職員はいない。他方、時期によってはインターン制度が導入され邦人職員も応募が可能である。また正規職員にも空席があれば職員が公募されるところ、将来的には邦人職員登用の可能性がある。				
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保	①計画段階(Plan): 締約国会議(もしくは検討会議)で次年度分予算案を議論、承認。 ②実施段階(Do): 予算拠出、我が国の分担金支払。 ③評価段階(Check): 締約国会議(もしくは検討会議)において、報告書による運営活動の成果を評価。 ④フォローアップ(Act): 不明な点がある場合には、締約国会合(もしくは検討会議)にて、運営における要改善事項を提言。				
担当課・室名	軍縮不拡散・科学部 通常兵器室				